

令和3年12月14日

門真市議会議長

五味 聖二 様

総務建設常任委員会

委員長 今田 哲哉

### 委員会審査報告書

本委員会に付託の下記諸議案については、審査の結果、いずれも原案のとおり可決及び承認すべきものと決したので、会議規則第110条の規定により報告します。

なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

### 記

- 1 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度門真市一般会計補正予算（第9号）について）中、所管事項
- 2 議案第55号 市道路線の認定について
- 3 議案第56号 市道路線の変更について
- 4 議案第57号 門真住宅17棟他撤去工事請負契約の締結について
- 5 議案第58号 門真住宅5棟他撤去工事請負契約の締結について
- 6 議案第62号 門真市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について
- 7 議案第64号 門真市手数料条例の一部改正について
- 8 議案第67号 門真市営住宅条例の一部改正について
- 9 議案第68号 門真市が管理する道路の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について
- 10 議案第69号 門真市都市公園条例等の一部改正について
- 11 議案第72号 令和3年度門真市一般会計補正予算（第10号）中、所管事項
- 12 議案第73号 令和3年度門真市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）中、所管事項
- 13 議案第74号 令和3年度門真市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）中、所管事項
- 14 議案第78号 令和3年度門真市一般会計補正予算（第11号）中、所管事項

審査日：令和3年12月2日（木）

○議案第62号 門真市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について

（議案の内容）

情報通信技術の便益を享受できる社会が実現されるよう、情報通信技術を活用した行政の推進について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により市の機関等に係る手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、市民の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与する。

（主な質疑と答弁）

問	同条例の概要は。
答	市の機関に係る手続等について、インターネットを介したオンライン申請や処分通知、電子データによる縦覧や作成に必要な事項等を定めるものであり、オンラインまたは電子データによる手続等についても、個別条例等の規定の適用や、市の機関への到達時期の取扱い等を包括的に規定することで、各手続等に係る個別の規定整備を不要とするものである。
問	同条例第10条の内容は。
答	インターネット等のデジタル技術の活用能力や知識経験が十分でない人のために、相談や助言等の援助を求めることができるよう、施策の実施を市の努力義務としており、行政手続のオンライン化の拡充に当たり、市民向けスマートフォン講座等、オンライン申請の利用につながる取組を関係部局と連携し検討する。
問	オンライン化の進捗状況は。
答	現在、コロナワクチン接種予約等の一部事務でオンライン申請を活用している。また、国が運営するぴったりサービスの活用を前提に、50の手続等について、4年度からのオンライン化に向け準備を進めている。今後も、汎用電子申請システムの活用も視野に入れ、オンライン化対象手続の計画的な拡充を図っていく。
問	DXへの取組について、市の見解は。
答	市の方向性を明確化した上で、計画的かつ実効的に推進するべきと認識しており、現在、本市スマート自治体検討委員会で組織横断的な検討を行っているが、国が示す方向性や、これまでの庁内での検討内容を踏まえ、本市の目指すべき方向性を明確にし、強力で推進するため、DXに関する計画等の策定に向けて取り組んでいく。

（その他の質疑項目）・マイナンバーカード取得の有無による行政サービスの格差について など

（討論） 反対討論あり

（結果） 賛成多数で原案のとおり可決

○議案第68号 門真市が管理する道路の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について

（議案の内容）

道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令による道路構造令の

一部改正に伴い、交通安全施設に自動運行補助施設を追加し、歩行者利便増進道路の構造に関する技術的基準等を定める。

(主な質疑と答弁)

問	自動運行補助施設とは。
答	自動運転車の普及・促進のため、その補助施設として磁気マーカ等が設置できるようになるものである。
問	歩行者利便増進道路とは。
答	にぎわいのある道路空間を構築するために、歩行者が快適に滞留できる施設を設置できるよう、占用を柔軟に認められる道路として指定するものである。
問	本市における同道路の現状と今後の考えは。
答	十分な歩行空間がある道路が少ない等の課題があるが、本市の道路空間がまちの活性化につながるよう、引き続き、先進事例を調査研究していく。

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

#### ○議案第69号 門真市都市公園条例等の一部改正について

(議案の内容)

都市公園、道路及び法定外公共物に係る占用料について見直しを行う。

(主な質疑と答弁)

問	占用料見直しの根拠は。
答	平成9年の同条例制定時から主要な占用料の改定を行っておらず、また、令和元年9月に国土交通省から道路占用料改定のポイントが示されたため、それに準じて改定する。
問	占用料の算出方法は。
答	3年度の固定資産税評価額及び地価に対する賃料の水準の変動等を反映し算出している。

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

#### ○議案第72号 令和3年度門真市一般会計補正予算(第10号)中、所管事項

(議案の内容)

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億219万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ630億8897万7000円とする。

また、債務負担行為及び地方債の補正についても定める。

(主な質疑と答弁)

【歳出：証明書コンビニ交付サービス事業(新型コロナ対策) 1464万7000円】

問	証明書コンビニ交付サービス事業に係る委託料の内容は。
答	コンビニ交付システムのサーバ等機器が既に耐用年数を超えているため、更新するものである。また、機器更新に合わせて、マイナンバーカードの普及促進、窓口負担の軽減等、さらなる利便性向上及び業務効率化を図るため、対象証明書に課税証明書及び所得証明書を新たに追加するものである。

問	課税証明書及び所得証明書の取得可能時期は。
答	4年10月から取得可能の予定である。

【歳出：ICT推進事業

住民情報システム等業務委託料追加分 9421万5000円】

問	住民情報システム等業務委託料追加分の内容は。
答	総合行政情報システムのサーバ等機器が既に耐用年数を超えているため、更新するもので、本市システムについては国の仕様に準拠する標準準拠システムへの移行に向けて取り組む。なお、国においては現在、全ての地方自治体における同準拠システム移行の目標時期を7年度とし、標準化対象業務に係る仕様書の作成等が行われている。
問	同準拠システムとは。
答	住民記録や地方税、福祉等、地方自治体の主要な業務を処理するシステムについて、標準となる仕様書を国が作成した上で、各ベンダがその仕様に準拠して開発するシステムのこと、原則として国が整備する全国規模のクラウド基盤において構築される。
問	同準拠システムの活用により、期待される効果は。
答	システムの標準化・共通化に伴う手続の簡素化や迅速化による利便性向上、システム改修時における行政の人的・財政的な負担の軽減等が期待される。
問	標準化対象業務の数は。
答	当初17業務とされていたが、現在、新たに戸籍、戸籍の附票及び印鑑登録事務の3業務を加えることが、国において検討されている。
問	同準拠システムへの移行スケジュールは。
答	7年度までの移行に向けて、今年度から段階的に、現行システムの概要調査をはじめ、国の仕様との比較分析や、それに伴う業務フロー等の見直し、他システムへの影響範囲の特定等に取り組む。

【歳出：大阪モノレール門真市駅・(仮称)門真南駅間新駅設置事業 △287万4000円】

問	新駅設置の位置と規模は。
答	現在、三井不動産株式会社が大規模商業施設の開発を進めている工場跡地の西側に位置し、駅舎の規模は将来6両編成に対応する延長約100mで計画、駅舎の2階がコンコース階、3階がホーム階となっており、エレベーター及びエスカレーターがそれぞれ設置される予定である。

(その他の質疑項目)・インフラ部について など

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

このほか、承認第9号「専決処分の承認を求めることについて（令和3年度門真市一般会計補正予算（第9号）について）」中、所管事項は、市税還付の要因などについて、議案第58号「門真住宅5棟他撤去工事請負契約の締結について」は、くじで決定したことに対する認識と評価について、それぞれ

れ質疑、答弁があり、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決及び承認すべきものと決した。

なお、議案第55号から第57号まで、第64号、第67号、第73号中、所管事項、第74号中、所管事項及び第78号中、所管事項は、いずれも理事者の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した。

令和3年12月14日

門真市議会議長

五味 聖二 様

民生水道常任委員会

委員長 大西 康弘

### 委員会審査報告書

本委員会に付託の下記諸議案については、審査の結果、いずれも原案のとおり可決及び承認すべきものと決したので、会議規則第110条の規定により報告します。

なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

### 記

- 1 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度門真市一般会計補正予算（第9号）について）中、所管事項
- 2 議案第59号 門真市立総合体育館の指定管理者の指定について
- 3 議案第60号 門真市立老人福祉センター、門真市高齢者ふれあいセンター及び門真市地域高齢者交流サロンの指定管理者の指定について
- 4 議案第61号 くすのき広域連合規約の一部変更に関する協議について
- 5 議案第65号 門真市国民健康保険条例の一部改正について
- 6 議案第66号 住居表示に関する条例の一部改正について
- 7 議案第70号 門真市立小・中学校施設設備使用条例の一部改正について
- 8 議案第71号 門真市立公民館条例等の一部改正について
- 9 議案第72号 令和3年度門真市一般会計補正予算（第10号）中、所管事項
- 10 議案第73号 令和3年度門真市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）中、所管事項
- 11 議案第74号 令和3年度門真市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）中、所管事項
- 12 議案第75号 令和3年度門真市公共下水道事業会計補正予算（第1号）
- 13 議案第78号 令和3年度門真市一般会計補正予算（第11号）中、所管事項

審査日：令和3年12月3日（金）

○承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度門真市一般会計補正予算（第9号）について）中、所管事項

（議案の内容）

地方自治法第179条第1項の規定により特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億189万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ628億8677万9000円とする。

（主な質疑と答弁）

【歳出：新型コロナウイルスワクチン接種事業（新型コロナ対策） 4億2707万2000円】

問	新型コロナウイルスワクチンの3回目の追加接種の対象者は。
答	2回目接種終了後から原則8か月以上経過した者を接種対象者とし、計画的に接種券を送付していく。
問	ワクチンの接種会場は。
答	12月から市内の3病院で接種を開始し順次拡大していく。集団接種会場については、4年2月から開設する予定としているが、会場数及び実施回数は、国が示したワクチンの今後の供給予定を踏まえて決定していく。
問	予約方法は。
答	1回目、2回目の接種予約と同様の方法となる。なお、今回は新たな取組として、4年1月から保健福祉センターや南部市民センターなどにおいて、ウェブでの予約を希望する高齢者等にスマートフォンでの予約をサポートする窓口を設置し、また、かかりつけ医療機関での接種の機会を十分に確保すべく本市医師会と調整するなど、予約並びに接種がスムーズとなるよう配慮していく。
問	1回目接種や、1回目接種から期間が空いて2回目接種を希望する市民への対応は。
答	集団接種、個別接種にかかわらず、3回目接種の予約受付の開始と合わせ、引き続き1回目及び2回目接種の予約受付を行う。

（その他の質疑項目）・府内自治体との情報共有に対する市の考えについて など

（討論） なし

（結果） 全員異議なく承認

○議案第59号 門真市立総合体育館の指定管理者の指定について

（議案の内容）

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設  
門真市立総合体育館
- 2 指定管理者となる団体

東京都品川区東品川四丁目10番1号  
門真市健幸づくりパートナーズ  
代表者 コナミスポーツ株式会社  
代表取締役 有坂 順一

3 指定する期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

(主な質疑と答弁)

問 指定管理者の募集において、期待した点は。

答 稼働率の低い諸室を有効活用する観点から、これまでのスポーツ中心の利用にとどまらない自主事業の提案等を求めた。

問 実際にあった提案内容は。

答 多様な文化系教室の開催や、自習室としての会議室開放、スポーツ利用者への定期券・回数券の販売等のサービス展開が提案された。

(その他の質疑項目)・事業者の企画提案の実施判断について など

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第61号 くすのき広域連合規約の一部変更に関する協議について

(議案の内容)

くすのき広域連合の解散に伴う事務の承継に係る規定を定めることについて、協議を行う。

(主な質疑と答弁)

問 解散後の市単独での新たな介護保険事業計画をどのように策定していくのか。

答 4年度は計画策定に向けたアンケート調査を実施し、5年度は同アンケート調査結果を基に計画策定委員会を開催し、事業計画を策定する予定である。

問 6年度からの介護保険料の算定方法は。

答 計画策定の過程で想定する介護保険サービス利用と本市の今後の介護保険給付費見込額や地域支援事業費見込額及び、第1号被保険者の見込数や予定保険料収納率等を基に算定する。

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第72号 令和3年度門真市一般会計補正予算(第10号)中、所管事項

(議案の内容)

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億219万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ630億8897万7000円とする。

また、債務負担行為及び地方債の補正についても定める。

(主な質疑と答弁)

【債務負担行為：粗大ごみ処理施設破碎機軸受更新工事 547万8000円】

問 粗大ごみ処理施設破碎機軸受更新工事を実施する理由は。



答 2年5月に、粗大ごみピット内に搬入不適物である鉄アレイの鉄球部分が混入されたことにより、破砕機の回転体等が損傷したためである。

3年度の定期点検整備時において、その軸受の損傷の進行が確認され、早期の更新が必要であることから、補正予算として計上した。

問 定期的な展開検査の実施について、市の見解は。

答 同検査は廃棄物の適正処理、施設の安定稼働をはじめ、維持管理費の抑制やごみ減量化に有効であることから、定期的な実施に向けた検討を行っていく。

(その他の質疑項目)・現行の健康管理システム機器を継続する考えについて など

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

このほか、議案第60号「門真市立老人福祉センター、門真市高齢者ふれあいセンター及び門真市地域高齢者交流サロンの指定管理者の指定について」は、施設の老朽化の状態などについて、議案第65号「門真市国民健康保険条例の一部改正について」は、所得が少ない世帯の均等割額の計算方法について、議案第70号「門真市立小・中学校施設設備使用条例の一部改正について」は、一部改正する背景について、それぞれ質疑、答弁があり、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した。

なお、議案第66号、第71号、第73号中、所管事項、第74号中、所管事項、第75号及び第78号中、所管事項は、いずれも理事者の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した。

令和3年12月14日

門真市議会議長

五味 聖二 様

文教こども常任委員会

委員長 内海 武寿

### 委員会審査報告書

本委員会に付託の下記諸議案については、審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決したので、会議規則第110条の規定により報告します。

なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

### 記

- 1 議案第63号 門真市立こども発達支援センター条例の全部改正について
- 2 議案第72号 令和3年度門真市一般会計補正予算（第10号）中、所管事項

審査日：令和3年12月6日（月）

○議案第63号 門真市立子ども発達支援センター条例の全部改正について

（議案の内容）

地方自治法第244条の2第3項の規定により、門真市立子ども発達支援センターに指定管理者制度を導入する。

（主な質疑と答弁）

問	新たに実施予定の事業は。
答	医療的ケア児等コーディネーターの配置や障がい児計画相談支援事業、居宅訪問型児童発達支援事業の実施等を予定している。
問	開館時間変更の理由は。
答	保護者アンケートの結果等を踏まえ、就業機会の拡充を図るため、8時30分から通園できるよう開館時間を変更するものである。
問	指定管理者制度導入時の引継ぎは。
答	児童、保護者が不安等を抱かないよう、導入前の半年程度を引継ぎ期間とし、指定管理者の職員を同センターで受け入れ、児童の特性や運営方法等の事前把握をしてもらうことや児童、保護者の支援に携わってもらうことを検討している。
問	同管理者変更に伴う、事業者間の引継ぎは。
答	サービスの提供や施設運営等が確実に継承されるよう、入札時の仕様書等で詳しく明記する。
問	市民プラザの指定管理者との連携は。
答	各事業の連携は想定していないが、消防法等による法定点検や清掃等の建物の維持管理に関する業務は現在も連携しているため、今後も必要であると考えている。
問	今後のスケジュールは。
答	4年5月頃から複数回の事業者選定委員会を開催し、6年4月から指定管理者による同センターの運営を予定している。

（討論） なし

（結果） 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第72号 令和3年度門真市一般会計補正予算（第10号）中、所管事項

（議案の内容）

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億219万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ630億8897万7000円とする。

また、債務負担行為及び地方債の補正についても定める。

（主な質疑と答弁）

【歳出：小学校費 給食運営事業 98万3000円

中学校費 給食運営事業 44万4000円】

問 給食時の牛乳が紙パックに変わっているが、処理方法の状況は。

答 児童・生徒が自席で小さく折り畳み、給食棟に返却の後、翌日の牛乳納入業者への引き渡し時まで保管しているが、納入業者の回収は3年度末までとなっており、4年度からは各学校で処分する。

問 紙パックリサイクルに向けた、市の見解は。

答 環境教育の観点において重要であると認識しており、先行実施の自治体も参考にしつつ、モデル校による試行実施等、段階的にリサイクルを進められるよう検討する。

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決